

日本脳炎予防接種を受ける方へ（日本脳炎予防接種説明書）

1 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染でおこります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介されます。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は、毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち、100～1,000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか、髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もあります。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

2 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）について

新しく開発されたワクチンで、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

【副反応】

第1期で旧ワクチン（マウス脳由来日本脳炎ワクチン）を接種した9歳以上13歳未満の小児112症例中21例30件の副反応が認められた。主な副反応は、注射部位紅斑11件、注射部位腫脹10件であった。（阪大微研製ワクチン添付文書より引用）

3 予防接種を受けに行く前に

（1）一般的注意

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。日ごろから保護者の皆さまはお子さまの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして、何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師や保健所にご相談ください。

安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さまは、以下の注意を守ってください。

- ① 当日は朝から子どもの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認してください。接種に連れていく予定をしても、体調が悪と思ったら、やめる勇気を持ちましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に医師等に質問しましょう。
- ③ 予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
- ④ 接種を受ける子どもの日ごろの状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

（2）予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたりしたことのある人

- ④ 予防接種を受けようとする病気に既にかかったことがある人、又は、現在かかっている人
 - ⑤ その他、医師が不相当と判断した場合
上の①～④に入らなくても医師が接種不相当と判断した時はできません。
- (3) 予防接種を受けるのに注意を要する人
- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
 - ② 以前に受けた予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人、及び全身性発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
 - ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
 - ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人、及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
 - ⑤ ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるため、これらにアレルギーがあるとされたことのある人

4 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間は、接種会場でお子さまの様子を観察するか、先生とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつもどおりの生活をしましょう。はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

5 副反応が起こった場合

予防接種のあと、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの感染症がたまたま重なって発症することがあります（まぎれこみ反応）。

予防接種を受けたあと、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、接種医のもとでの救急処置を受けたあと、保健所へ連絡してください。

予防接種では、極めてまれに脳炎や神経障害の重い副反応が生じることがあります。このような場合、厚生労働大臣が、予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

6 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、平成7年4月2日～5月31日生まれの方の接種は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。